

新監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和3年7月2日

新潟市監査委員	高井 昭一郎
同	伊藤 秀夫
同	五十嵐 完二
同	串田 修平

監査結果の報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、新潟市監査委員監査基準（令和2年2月28日監査委員訓令第1号）に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

東区役所、総務部、選挙管理委員会事務局、農業委員会及び各業務の関係部署

(2) 対象事務

令和2年4月から令和3年1月末までの財務等に関する事務（一部過年度分を含む。）

4 監査の着眼点

財務に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に行われているか（合規性）を基本とし、事務事業の経済性、効率性、有効性の観点からも監査を実施した。

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 重点調査項目

契約に係る入札手続きは適正か、重点的に調査を実施する。

(2) 共通事項

- ① 事務事業の執行において、合規性、経済性、効率性、有効性に問題はないか。
- ② 事業目的に沿って適切に業務が行われているか、また事業目的は達成されているか。
- ③ 監査対象課別に固有のリスクを識別・評価し、発生頻度や影響度が大きい項目を重要リスクとして課別の重点調査項目に設定し、着眼点を導出したうえで監査を実施する。

(3) 収入事務

収入に係る手続及び時期は適正か。

(4) 支出事務

違法、不当または不経済な支出はないか。

(5) 契約事務

契約に係る手続及び契約内容は適正か。

(6) 財産管理事務

公有財産、現金及び有価証券等の管理は適正に行われているか。

5 監査の主な実施内容

関係書類等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び監査対象部・区執務室等

(2) 実施日程

令和3年2月12日～令和3年7月2日

7 監査の結果

監査の結果、事務事業はおおむね適正に執行されていたが、次の事項について改善・検討の必要があると認められた。

今後、必要な措置を講じ、適正な事務執行の確保に努められたい。

(1) 指摘事項

東区プラザ使用料の算定方法を誤り、長年に渡って過大に徴収していたもの

(東区役所地域課・東区役所総務課)

東区プラザを利用する際の使用料の額は、「新潟市東区プラザ条例」に定められているが、営利目的かつ冷暖房機使用期間における使用料の額について、平成23年の同施設開設以降、長年に渡り同条例で定める方法とは異なる誤った方法で算定し、利用者より過大に徴収していた。なお、直近の5年間でその対象者数は約700者、またその金額は総額で約440万円に上る。

東区プラザのホールや多目的ルームなどを利用する場合の使用料の額は、同条例別表2に定められており、宣伝、販売その他の営利の目的をもって利用する場合の使用料の額は、同表備考7にて、同表の表及び備考3から備考6までに定める額（以下「通常の使用料」という。）の200%に相当する額、また冷暖房機を使用する期間（6月15日から9月30日まで及び11月15日から4月10日まで）の使用料の額は、同表備考8にて、通常の使用料にその30%を加えた額と定められている。よって、営利目的かつ冷暖房機使用期間における利用に対しては、本来であれば通常の使用料の230%に相当する額

を利用者から徴収すべきところ、その算定方法を誤認し、通常の使用料の260%に相当する額を利用者から徴収していた。

本事案は、条例に定められた使用料の額の算定方法を、長年に渡り誤って運用してきたことにより、多くの市民や団体に多大な損害を与えた極めて不適切なものである。平成23年3月の同条例制定時の確認不足は言うまでもなく、同年9月の東区プラザ開設時や、平成24年の公共施設予約システム導入時など、これまでに使用料の額の根拠を確認すべき機会は複数回あったにもかかわらず、その確認を怠り、前例を鵜呑みにしてきた東区役所地域課の関係職員の責任は重いといわざるを得ない。

東区プラザは、令和3年度より東区役所総務課が所管しており、本事案が判明して以降、既に使用料の額を本来の額に改めるとともに、過大に使用料を徴収してきた市民や団体に対する返還に向け対応しているが、これまで所管してきた東区役所地域課とも連携し、可及的速やかに与えた損害を回復するよう努めなければならない。本事案においては、地方自治法上の時効が5年であること、また当該事務に係る文書の保存期間が5年であることから、それ以前のもを返還することは困難ではあるものの、国家賠償法に基づく損害賠償請求権の時効は20年であり、本事案はその請求の対象となり得ることからも、同法に基づく請求があった場合には真摯に対応する必要がある。

さて、本事案については、最初に誤った措置が取られてから、事案として明らかとなるまでに約10年の期間を要した。直接の被害者は施設利用者たる市民等であり、誤った措置が継続かつ長期に及んだことが本事案の特徴である。一般論として、運用の仕方が定着しているものについて誤りを発見することが困難であることは、本事案の経緯からも窺い知ることができる。このように、この種の誤りは、誤った措置が長期に継続しがちであり、それに伴い、地方自治法上の時効にかかるケースが発生し、さらに国家賠償法に基づく損害賠償請求の可能性とこれに対する対処困難性（文書の保存期間経過による）が懸念される事態に至るといった特徴を持ち、発覚しないまま時間がたてばたつほどその結果が着実に重大化する。こうしたことから得られる教訓としては、第一に、料金徴収事務のような、条例にあてはめて計算する事務については、極力最初の段階でミスが発生を防止するように二重・三重のチェックを経るなど慎重にすべきだということであり、第二に、他の施設の使用料の計算など現に安定的に運用されている事務においても、安易に前例を踏襲するだけでなく、ときに疑念をもって原則に立ち返り、時宜を得てその根拠を再確認し、法令等を遵守した業務の執行を徹底する必要があるということである。関係課に対しては、こうした教訓を踏まえて適切に業務に精励することで、失った市民の信頼回復に努めるよう求めるものである。

【合規性】

○ 新潟市東区プラザ条例

別表（第 11 条関係）

- 1 託児室（略）
- 2 その他の施設（表略）

備考

- 1～6（略）
- 7 宣伝、販売その他の営利の目的をもって利用する場合の使用料の額は、上表及び備考 3 から備考 6 までに規定する使用料の額の 200% に相当する額とする。
- 8 規則で定める冷暖房機を使用する期間の使用料の額は、上表及び備考 3 から備考 6 までに規定する使用料の額の 30% に相当する額を加えた額とする。

(2) 注意事項

監査にあたってみられた、特に注意すべき事務処理誤り等（総件数 37 件）について、主な類型別の件数及び事例は以下のとおりである。

ア 収入事務に関すること（2 件）

- ・督促状の未発送

イ 現金取扱事務に関すること（3 件）

- ・金庫の鍵の管理不徹底
- ・郵便切手の管理不徹底

ウ 支出事務に関すること（11 件）

- ・週休日の振替誤り、時間外勤務手当の支給誤り

エ 契約事務に関すること（11 件）

- ・契約書の作成誤り
- ・再委託承認の手続き漏れ

オ 財産管理事務に関すること（6 件）

- ・使用料等の算定誤り
- ・使用料等の事務手続き誤り

カ 内部統制に関すること（4 件）

- ・整備上の不備の発生（マニュアルの未整備）
- ・運用上の不備の発生（支給誤り）